

令和3年 第4回美浜町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年7月28日(水) 午後1時30分(協議会終了後)

2. 場 所 美浜町役場 議会会議室

3. 出席委員(10名)

委員	1 番	松下	勝美
委員	2 番	山本	和美
委員	3 番	大野	克弥
委員	5 番	藤本	悟
委員	6 番	山本	光雄
委員	7 番	山本	文昭
委員	8 番	浅妻	孝彦
委員	9 番	馬野	弥裕
会長職務代理	10 番	山口	哲男
会長	11 番	中村	博昭

4. 欠席委員(1名)

委員	4 番	軍場	康代
----	-----	----	----

5. 議事日程

日程第 1	議事録署名委員の指名について
日程第 2	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 3	議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第 4	議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第 5	議案第4号 農用地利用集積計画について

6. 美浜町農業委員会事務局職員

事務局長	渡辺 強
次長	山本 知也
書記	浅妻 真記

7. 会議内容

【開会宣言】

事務局長

皆さんこんにちは。本日は大変お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。それではただ今から令和3年第4回の農業委員会総会を開催させていただきます。

本日の欠席者は、4番 軍場委員の1名でございます。よって、過半数以上の出席をいただきましたので、美浜町農業委員会総会会議規則第8条の規定により、本総会が成立いたしましたことをここにご報告させていただきます。

それでは、中村会長よりご挨拶をいただきます。

資料No.1－1①の付近図及び写真資料をご覧ください。申請地は町道■■■■線沿いに位置する農地です。次に資料No.1－1②の資料をご覧ください。申請地は町道■■■■線と■■■線沿いに位置する農地です。最後に、資料No.1－1③の資料をご覧ください。申請地は町道■■■■線沿いに位置する農地です。農地取得後の経営面積は3,030㎡となりますので、農地法第3条の許可を受ける際の下限面積(3,000㎡)、経営すべき面積は満たしております。営農については水稻を耕作する計画であり、農作業の従事状況においても、譲受人自身20年の農作業経験があり、家族4人

で農作業を一緒に行っており、農作業に係る労働力は問題ないと思われます。その他の農地法3条の許可要件である自宅から農地までの距離等にも問題はありません。

調査担当委員は軍場委員です。本日欠席の軍場委員からは、補足はなく問題なしとの報告をいただいております。以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

いつもでしたら、調査担当委員の軍場委員のご意見をお聞きしたいところですが、本日は欠席ということで事務局の方に補足はありませんと報告が出ているところです。

それでは、この3条につきましてご意見、ご質問はございませんか。

(なし)

山本文昭委員

申請地、■■■■■■■■■■ですが、写真を見ると田んぼとして整備できるのかなという疑問もあるのですが、写真で見る限り難しい気もするのですがどうなのでしょう。

議長

水稻として耕作はできないような状況じゃないかなと思うのですが、事務局何か聞いておりますか。

事務局

水稻をするとは聞いているのですけれども、農地がたくさんあって、先程の非農地もそうなので、難しいところは管理はするということで聞いているのですけれども。

馬野委員

近くを見ていると水利的にどうなのかな、微妙な感じなのですけれども、畑とかいうぐらいなら可能かなという感じですね。

山本文昭委員

水稻しなくても管理というかね、草刈りとかそういうのをして管理するというのであれば問題ないかなと思うのですけれども、水稻をするというような話だったので、実際できるのかなと思って聞いたのですけれども。

議長

水の便が悪ければ田んぼをするにはそぐわないかなと思います。

とにかく、保全管理だけはきちんとしてもらうという条件で。

他に特にございませんか。

特段ないようでございますので採決をしたいと思います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案の通り本委員会が許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

先程言われた保全はきちんとしてほしいという条件で、また伝えていただきたいと思います。
ありがとうございました。ご異議がないようですので、議案第1号については原案の通り許可することにいたします。

それでは日程第3 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請

[illegible]

申請地：■■■■■■■■■■■ 地目：畑 地積185m²

転用の目的：住宅の建築

調査担当委員は大野委員です。

議案内容について事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第２号の農地法第４条第１項の規定による許可申請について説明させていただきます。

申請者は、■■■■■■■■■■■■■■ ■■■■ ■■ ■■■さん ■■歳の方です。

申請地は、美浜町■■■■■■■■■■ 地積185㎡、地目は畑です。転用の目的は住宅の建築です。

資料No.1－2の付近図と写真資料をご覧ください。

申請地は、町道■■■■線沿いにある農地で現在は耕作されていません。申請地の北側と東側、西側は宅地、南側は町道となっています。用排水計画につきましては、上下水道に接続し、雨水は自然流下させ、道路側溝に流す計画です。

農地法第4条の検討事項の確認としまして、農業公共投資の入っていない、小集団の農地であるため、その他農地（第2種農地）と判断させていただいており、第1種農地の許可要件の例外規定にあたる「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、その他2種農地の立地基準についても許可要件を満たすこととなります。一般基準につきましても、事業計画に対する転用面積については適切であり、その他、資金計画等はすべて満たしております。

現地調査は大野委員、軍場委員で行っております。地区担当委員は大野委員です。以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。調査担当委員の大野委員、補足説明がありましたらお願いします。

大野委員

先日、事務局と軍場委員とともに現地の方を確認させていただきました。確認している最中も猿がうろうろ歩いているような状況で、なかなか農地として利用していくのが難しいかなというような感じでした。以上です。

議長

ありがとうございました。以上で事務局並びに調査担当委員の説明は終わりました。これにつきましてご意見、ご質問はございませんか。

この人は、■■■から移住してくるということですね。

事務局

そうですね。

議長

住宅を建設して、美浜町の住民が増えるということですね。

事務局

そうですね。2階建てのお家の予定です。

特段ないようでございますので採決をしたいと思います。

議案第２号 農地法第４条第１項の規定による許可申請について原案の通り本委員会が適当であると承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

ありがとうございます。ご異議がないようですので、議案第2号については原案の通り町の委員会が適当である旨の意見を付して県に準達する事に決定いたします。

続きまして、日程第４ 議案第３号 農地法第５条第１項の規定による許可申請についてを議題といたします。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請

[illegible]

申請地：■■■■■■■■■■ 地目：田 地積：1,357m²

[illegible]

転用の目的：資材置場

地区担当委員は松下委員です。

議案内容について事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明させていただきます。

申請者である譲受人は、美浜町■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■さん ■■歳の方です。
譲渡人は、■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■さん ■■歳の方、■■■■■■
■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■ ■■さん ■■歳の方、■■■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■■■さん ■■歳の方です。

申請地は、美浜町■■■■■■■■■■ 地積 1, 3 5 7 m²、地目は田です。転用の目的は資材置き場です。

資料No.1－3の付近図と写真資料をご覧ください。申請地は県道■■■■線と町道■■■■線沿いにある農地で現在は耕作されておらず、雑草が生い茂っている状態です。草刈り等は年1回シルバーを利用して行っているものの、周辺土地に比べ1m以上下がっており、雨が降ると沼のようになり、周辺環境の悪化につながることから、周辺区民からもなんとかないかと話が出ていたところ、今回譲渡人から区民でもある申請者に打診があり、本来会社が取得するものであるが、

会社として資産を持つということが経営上の観点から難しいため、個人での申請に至ったと聞いています。かさ上げして、製品の置き場として利用する計画です。申請地の北側および南側は道路に、東側および西側は住宅となっています。用排水計画につきましては、資材置き場のため、取水排水は計画しておらず、雨水は自然流下させ、農業用排水路に流す計画です。周辺が住宅のため、製品積み上げについては、圧迫しないような高さ及び間隔にし、隣接及び周辺環境に配慮して行うと聞いています。農地法第5条の検討事項の確認としまして、農地の種別につきましては、都市計画法の用途地域内であるため第3種農地と判断しました。また、一般基準についても、事業計画に対する転用面積については適切であり、その他、資金計画等許可要件はすべて満たしております。

現地調査は松下委員、山本和美委員で行っております。地区担当委員は松下委員です。以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。調査担当委員の松下委員、補足説明がありましたらお願いします。

松下委員

事務局の説明通りです。先程の赤の話に近い話なのですが、ここは写真で見ると結構きれいな農地ではないかと思われる方が多いかと思いますが、舗装されたところから1m程下がっているのです。非常に深い田んぼで、パイプラインも無い。この辺の地域一帯は、ほとんど田んぼだったのが住宅が非常に出てきて、これが遊休農地かというような状態に思われるかもしれませんが、はっきり言ってこれは遊休農地です。年に1回シルバーが管理してくれていて、農地パトロールの色で言ったら青色に今までしていたと思います。そういった状況で、十何年田んぼはしなかったかなという記憶であります。こういった田んぼは、このエリアに3つぐらいあるのですね。これはまだましな状況の管理なのなのですが、もっとひどい田んぼとして20年ぐらい、もっと多かったのですが、埋め立てて家が建っていったという流れの地域です。どちらかというと、農地を守るというよりこの地域では農地が邪魔になる。地域住民が住んでいる中で虫が湧いたりそういうような意味合いでだんだん少なくなった農地が邪魔になってきているというような現状がこの地域にはあったという流れの中で、尚且つ譲渡人の■■■さん等は家に誰も住んでいないのですよ。それで、どうにかしてこれを処分したい現状もあって、そういった時に■■■■さんに話がいて、■■■■さんが■■■■さんの■■■さんで■■■■さんが話を受けて、言ったら救世主ホワイトナイトと言うのですかね。そういうような形でこの場所を購入して、■■■■に貸し付けている。他にも2カ所か3カ所この地域に住宅と■■■■の製品置場があるので、そういったのに利用しようという考えに至ったという流れです。あと今言いましたように、田んぼとして稲を植えてある状況の田んぼも3カ所あります。そして、遊休農地として3カ所、あと■■■■さんの資材置き場と住宅、そういったものが地域の中で一つこういうような流れができたということです。以上です。

議長

ありがとうございました。以上で事務局並びに調査担当委員の説明は終わりました。これにつきましてご意見、ご質問はございませんか。

松下委員

これが潰れることによって、今田んぼが終わっているところも水の水路は問題になるかという問題になるような状況はありませんので、これが転用されたところで今田んぼが終わっているところは特に大きな問題があるということはありません。

議長

隣は住宅ですね。宅地になっているし、資材置き場でコンクリート製品の仮置きをするのだと思うのですが、積み方、高さによって危険を及ぼさないようなきちんとした管理は必要だと思います。

います。

松下委員

子ども達も結構遊ぶような所もあるので、資材置き場に対して危ないなというような所もあるようなことは■■■■さんとも話の中で私がちょこちょこ言っていると、本人も理解した上での判断でしているという現状もあります。

議長

立ち入り禁止の措置も取ってもらわないといけないですね。重量物を積んでいるので、何かあった場合の対応も、また子どもが遊んで足を滑らせて転ぶというような件もありますし、その辺りはきちんとしていただきたい。

桃井委員（最適化委員）

これは、安全であるかないかというのは誰がするようになっているのですか。子どもの遊び場になりそうだから、そうなった場合いくら言っても子どもは行きますから、それでけがをしたとかいうふうになるとややこしい話になると思います。誰が評価するのですか。

松下委員

ここで許可をしたからという話になる可能性もありますね。

議長

とにかく、立ち入り禁止の処置はしてもらおう。フェンスか何かをきちんとして入られないようにしてもら必要はあるかもしれません。

松下委員

一応通学路に資材置き場があるのですけれども、黄色いタイガーロープで立ち入り禁止というのを■■■■はしています。そういった意識はあった上で、事故があった時はどうなるかなという話は別として、そういった流れはしています。

議長

農業委員としては、そういった指導はちゃんとしてきましたよということで、農業委員会としては許可するにおいて、第三者事故が起きないような対応をしてもらおうということでそこも必要かもしれませんね。

山口委員

それと一つ気になったのは、松下委員が言われた軟弱地であったと、この田んぼは深いということですね。ということは、それを埋め戻して重たい資材置き場にすると重量がかかる。隣近所に迷惑がかからないような施工の仕方をしっかりとしてほしい。柔らかい所を押さえつけたら隣の屋敷が浮いてきたとかいうようなことも無いようにすることも必要ではないのかということは伝えておいた方が良くはないか。

松下委員

危険等そういったことも考えた上で、住宅、田んぼ、農地、資材置き場で混在した場所になってしまったので、■■■■さんも一時あっちの製品をこっちに移して向こうを更地にしたいという思いはあるという話は聞いたことがあるのです。それが現状ではまだ資材置き場として利用しているようなので、今後どうなるのかなと思います。

議長

他にご意見はございませんか。

他にご意見等はないようですので、採決をしたいと思います。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、一括で原案の通り本委員会が適当であると承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

ありがとうございます。ご異議がないようですので、議案第3号については原案の通り本委員会が適当である旨の意見を付して、県に進達することに決定いたします。

続きまして、日程第5 議案第4号 農用地利用集積計画についてを議題といたします。

農用地利用集積計画総括表

1 農用地利用集積計画 令和3年8月1日始期分

(1) 筆数	再設定	3年～5年	4筆	合計	4筆
	合 計	3年～5年	4筆	合計	4筆
(2) 利用権設定面積					
	再設定	3年～5年	3,976 m ²	合計	3,976 m ²
	合 計	3年～5年	3,976 m ²	合計	3,976 m ²

議案内容について事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第4号 農用地利用集積計画について説明させていただきます。

今回、令和3年8月1日始期となる利用権の設定について農用地利用計画総括表をご覧ください。今回の利用権設定は、再設定で、3年～5年が4筆、設定面積は3,976.0m²となります。こちらの内容については2ページ目の「農用地利用集積計画一覧表(令和3年8月1日始期分)」が各筆の明細となっております。農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。次に、参考資料として資料 No. 2の利用権設定状況をご覧ください。令和3年4月1日公告時点では利用権設定面積が4,153,880.26m²です。今回、7月末に期間満了分の再設定面積3,976.0m²により、令和3年8月1日公告時点の利用権設定面積が4,153,880.26m²となり、利用権設定率は、前回と同じく48.2%となります。以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。これにつきましてご意見、ご質問はございませんか。

浅妻委員

さっき、非農地証明出ていますよね。そうすると、非農地証明が出た段階で登記の地目変更をしないと農地台帳から落ちないのですか。

事務局

そういうことですね。非農地証明を出しても、登記を変えてもらわないと農地から外れないので、農地法がずっと付きまってしまうので、地目変更をしていただいた方が良いと思います。そのために出しているのもあります。

浅妻委員

統計上、農地の何%とか、身分証明出たところで分母にはならないのですか。

事務局

そうですね。

浅妻委員

例えば集積率が何だといろいろ統計上出すといろいろな農地が出てくるのだけど、農地を落とさないことにはどうしても率は上がっていかないので登記はしっかりと必要なのですね。

議長

他にございませんか。

他にご意見等はないようですので、採決をしたいと思います。

議案第４号 農用地利用集積計画について、原案の通り本委員会が適当であると承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

ありがとうございます。ご異議がないようですので、議案第４号については原案の通り決定いたします。

以上で本日の議事は終了いたしました。これで農業委員会総会を終了します。

【閉会】午後２時３５分

令和 年 月 日

美浜町農業委員会

会 長

議事録署名人

9番

2番